四　期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

［イ～ハ　略］

五　理事等（理事（法第二十一条に規定する理事をいう。）又は執行役員（理事に準じて金庫内で責任を負うものをいう。）をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

［六～十二　略］

十二の二　適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事等に定期的に報告するための部門を設置していること。

［十三・十四　略］

（変更に係る届出）

第五十六条の四の四　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

［一～三　略］

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

（段階的適用等）

第五十六条の四の六　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスポージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポージャー方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又はレポ形式の取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十一条　農林中央金庫が標準的手法を採用した場合に標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一　［略］

四　期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によって期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

［イ～ハ　同上］

五　理事（法第二十一条に規定する理事をいう。以下同じ。）が期待エクスポージャーに係る信用リスクの管理手続に積極的に関与していること。

［六～十二　同上］

十二の二　適切な担保管理（担保の再利用に係るものを含む。）に係る体制を整備するとともに、担保の計算及び徴求、担保に係る係争の管理並びに個別の担保額、当初証拠金及び追加証拠金の水準の正確な日次報告を行い、かつ、適切な担保管理に係る情報を理事に定期的に報告するための部門を設置していること。

［十三・十四　同上］

（変更に係る届出）

第五十六条の四の四　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨及びその内容を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

［一～三　同上］

2　前項第三号に基づく届出を行う場合には、農林中央金庫は、農林中央金庫が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

（段階的適用等）

第五十六条の四の六　標準的手法を採用した農林中央金庫が期待エクスポージャー方式の使用について承認を受けた場合は、すべての派生商品取引又はすべての長期決済期間取引について期待エクスポージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスポージャー方式の適用を開始した後の一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスポージャー方式を適用しない旨を第五十六条の四の二第二項第四号に掲げる期待エクスポージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2　前項の規定にかかわらず、標準的手法を採用し、期待エクスポージャー方式の承認を受けた農林中央金庫は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない派生商品取引又は長期決済期間取引に対して、期待エクスポージャー方式を適用しないことができる。

（標準的ボラティリティ調整率）

第七十一条　［同上］

一　［同上］